

## 日本小動物獣医師会小史 — 戦後の小動物臨床の歩み —

山 縣 純 次<sup>1</sup>

はじめに

昭和40年(1965)頃より、わが国の戦後における経済成長と国民生活の安定に伴い第1次ペットブームが始まり、愛玩動物飼育頭数の著しい増加など、小動物を診療対象とする獣医師が増え始め(1968年調査：全国開業獣医師4,209名中、小動物開業者は1,898名)、全国都道府県のうち小動物診療獣医師が40%を超える都市が21となった。

また、1960年後半頃から1970年にかけて、人の平均寿命の延長と相まって犬や猫の長寿化傾向がみられるようになり、平均寿命は15才とも16才とも云われるようになった。

目まぐるしくなった世相の中で、家族の核化現象は、人と動物の共棲、動物愛護に向かい、動物愛護思想の高まりとなった。

また、小動物臨床研究会が、1都・1府・5大市(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、大阪市)をはじめ地方市に創立され、研究活動も活発化し、小動物診療への学術・診療技術の発展・普及をはじめ、動物取扱業者の獣医療類似行為、生物学的製剤や薬品などの不正流通など、小動物開業者が抱える諸問題が次々と発生し、速やかな対応が迫られてきた。

当時、六大都市獣医師連絡協議会が結成され、随時会合を開き獣医療の学術交流、獣医事諸問題の情報交換などが為されていた。

この六大都市獣医師連絡協議会は、昭和28(1953)年、獣医師の診療業務の対象から犬・猫を除外するという獣医師法第17条の改悪問題に端を発し、これが万一立法公布になれば獣医師類似行為どころか、獣医師に非ざる何人でも犬猫の診療を業としてよいことになり、公衆衛生、人と動物の共通感染症など一大社会問題を引き起こすことになるので、決然決起をして、この法案を葬り去った。

適正獣医療の確立、東京畜犬問題、ワクチンの不正流通などの解決のため、全

---

YAMAGATA Sumitsugu : A Concise History of Japan Small Animal Veterinary Association

1. 連絡先：山縣獣医科病院 〒750-0014 山口県下関市岬之町8-13

(2012年11月10日受付・2012年11月25日受理)

日本小動物臨床獣医師協議会(全小協)が結成され、今日の日本小動物獣医師会(日小獣)へと発展した。

日小獣の発展はとりもなおさず、小動物臨床の歩みでもある。

## 1. 全日本小動物臨床獣医師協議会(全小協)結成について

昭和46(1971)年5月30日、京都府立勤労会館において、1都・1府・5大市(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、大阪市)、14県各獣医師から65名(来賓を含まない)が参加して、現在の一般社団法人日本小動物獣医師会の前身である全日本小動物臨床獣医師協議会(全小協)が結成された。

発起人代表として杉山文男東京都獣医師会会長が挨拶を述べた後、来賓として中村寛日本獣医師会副会長と笠井千石日獣常務理事が祝辞を述べた。

引き続き議事に入り、規約、役員選出が行われた。

全小協設立準備の経過について詳細に報告され、規約を承認可決し、役員選考委員会によって役員を選考し、これを承認可決した。

- |         |             |       |             |
|---------|-------------|-------|-------------|
| • 会 長   | 杉山 文男(東京都)  | • 理 事 | 根来 正(近畿地区)  |
| • 副 会 長 | 振本 良明(大阪市)  |       | 木俣 隆三(中部地区) |
| • 常務理事  | 小菅 保孝(横浜市)  |       | 桜井雄一郎(東北地区) |
|         | 山本 一夫(神戸市)  |       | 佐々木検二(四国地区) |
|         | 吉田市太郎(京都市)  |       | 若林 毅(中国地区)  |
|         | 加藤 喜尚(名古屋市) | • 監 事 | 浦東 信夫(大阪市)  |
|         | 八竹 昭夫(岐阜県)  |       | 柏倉 則文(東京都)  |
|         | 山縣 純次(山口県)  |       | (敬称略)       |
|         | 鳥山 祐之(横浜市)  |       |             |
|         | 高橋 威彦(東京都)  |       |             |

本年度事業計画並びに収支予算案に関する件  
本案は、次のように承認可決された。

- ① 本年度は、全小協の組織の拡大強化に、重点をおく。
- ② 収支予算は、規約のワク内において徴収し、支出する。

〈資料I〉

## 全日本小動物臨床獣医師協議会規約

### 第1章 総 則

第1条 この会は全日本小動物臨床獣医師協議会(略称「全小協」)と称する。

第2条 この会の事務所は、当分の間社団法人東京都獣医師会内におく。

第3条 この会は役員会の議決を経て必要な地区内に支部をおく。

この地区とは、六大都市獣医師会、府県獣医師会及び北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の各ブロックをいう。

### 第2章 目的及び事業

第4条 この会は、全国の小動物臨床獣医師相互の連繋により、小動物獣医学術の向上と獣医事問題の解決にあたる。

第5条 この会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 小動物獣医学術に関する事項
- (2) 獣医事に関する事項
- (3) 機関誌の発行
- (4) 会員相互の親睦に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

### 第3章 会 員

第6条 この会の会員は、小動物臨床獣医師及びこの会の目的、主旨に賛同する獣医師にして日本獣医師会に所属するものとする。

第7条 この会に入会するときは所定の用紙に会費を添えて申込むものとする。

第8条 会員が法をおかし、会員として名誉を毀損したときは総会の議決により除名することができるが本人の申出により釈明の機会を与えることができる。

この場合出席者の3分の2以上の同意がいる。

### 第4章 役 員

第9条 この会は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2名

第10条 この会に顧問、相談役及び名誉会員を置くことができる。

第11条 会長、副会長は役員会の推薦による。

第12条 理事はこの会に参加する各地区が推薦するものとする。

理事は互選により常務理事を定め、その定数は役員会において定めるものとする。

第13条 監事は役員会の推薦により会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は2年とし総会から翌々年の総会までとする。但し再任を妨げない。

役員は総会の議決により解任することができる。

## 第5章 会 議

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

第16条 定期総会は原則として毎年1回開き次の事項を議決する。

第17条 必要に応じ臨時総会を開くものとする。

第18条 総会は会員をもって構成し、議決は出席者の過半数による。

第19条 役員会の議事は出席者の過半数の同意をもってきめる。

## 第6章 会 計

第20条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入による。

第21条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 附則

第22条 この規約の施行についての細則は、役員会の議決を経て別に定める。

第23条 この規約の改正は総会の議決による。

第24条 この規約は昭和46年5月30日より施行する。

## 細 則

1. この会の会員を次のように区分する。

(1) 都道府県及び六大都市獣医師会の団体加入（以下「甲」という）

(2) 臨床グループ加入（以下「乙」という）

(3) 個人加入（以下「丙」 ヶ ）

2. この会に入会するには次の分担金(甲のみ)及び会費を納入するものとする。

結成後、直ちに全国の小動物開業者や地方会に以下の結成趣意書を発し、参加をよびかけた。

〈資料Ⅱ〉

### 「全日本小動物臨床獣医師協議会」結成趣意書

近年の小動物臨床獣医師の増加は、大都市にとどまらず全国的傾向を示しており、全国開業獣医師4,209名中1,887名となっております(昭和43年調)。また、全国都道府県のうち、小動物臨床家が40%を超える都市が実に21にもおよび、小動物臨床家がふえていることは明白な事実であります。

これら小動物臨床家が抱えている諸問題は、産業動物対象の獣医師や非開業獣医師とはおのずから内容を異にしており、われわれ小動物臨床家自身で討議解決しなければならない問題が山積しております。

例えば、

1. 小動物臨床家の社会的発言と地位向上の確立
2. 小動物関係医学用語の統一(病類別表の作成)
3. 小動物学会開催の援助
4. 動物による公害問題の解決
5. 最新の医学情報の交換
6. 動物保護法制定の促進と野生動物鳥類保護の推進
7. ワクチンなど生物学的製剤の横流れ防止
8. 盲導犬に対する普及援助
9. 訓練士、畜犬商などの医療行為の根絶

これらの問題を解決するためには、小動物臨床家個々の力ではなかなか容易なことではなく、勿論全獣医師の協力をまたなければなりません、先ず当面の責任にある全国小動物臨床家の大同団結が絶対に緊要と痛感致します。

先般の東京畜犬問題でみられたように、岐阜県獣医師会が孤軍奮闘されましたが、横の連絡協議機関があったならばもっと早期解決が行なわれ、いたずらに被害をふやさずに済んだものと思われまます。

そこで、われわれはこのような機関の必要性に思いをいたし、その名を「全日本

小動物臨床獣医師協議会」(略称「全小協」)と名づけて発足することになりました。過日の発会総会に於いて当分の世話人としては、東京都獣医師会がその窓口になることに決定しましたが、実際活動、機関誌発行などの具体的事項については、選任された役員会にはかり実行にうつすことに致します。

貴会(殿)におかれましても、この意義を御参酌の上、御賛成を賜わりたく、所属の小動物臨床家に呼びかけて、支部、臨床グループ、あるいは個人としての何れか御都合のよい方法で参加くださるようお願い申し上げます。

#### 全日本小動物臨床獣医師協議会

会 長	杉山 文男(東京都獣医師会長)
副 会 長	振本 良明(大阪市獣医師会長)
〃	小菅 保孝(横浜市獣医師会長)
〃	山本 一夫(神戸市獣医師会長)
〃	吉田市太郎(京都市獣医師会長)
〃	加藤 喜尚(名古屋市獣医師会長)

## 2. 全小協設立に至る当時の背景について

### 1. 獣医師法第17条の改悪問題について

昭和28(1953)年、獣医師法第17条の改悪問題に端を発して、六大都市獣医師連絡協議会が誕生した。

いわゆる家畜の中から、犬・猫を除外するというもので、万一、立法公布となれば獣医師以外の何人も犬猫の診療をしてもよいということになり、当時の小動物関係者は敢然決起し、カンパを集め、衆参両院の議員及び各政党に働きかけ、遂にこの悪法案を葬り去った。

もし、この時この法案が通っていたら、獣医師による小動物診療も人畜共通感染症対策(後に狂犬病が国内に発生)も全く対応できず、社会の大混乱を引き起こしていただろう。

昭和43(1968)年当時、全国開業獣医師4,209名中、小動物開業者は1,887名となり、産業動物用業者に迫ってきていた(昭和43(1968)年調べ)。全国都道府県のうち、小動物開業者が40%を超える都市が21となった。

この頃を契機に産業動物から小動物へ、また新卒獣医師の小動物志向が急増し始めた。

## 2. 東京畜犬事件について

昭和38(1963)年3月1日、資本金1千万円で野口敏社長が東京畜犬を設立し、契約飼育、無料往診、生命保障など一連の制度の営業を始めた。

昭和39年血統書偽造事件を起こしJKCを除名された。

自社の販売犬に対する血統書発行団体の日本愛犬クラブを発足させた。

### 1) 健康保険制度

健康保険制度と称して入会金5,000円で終生、獣医師規定料金の4分の1で治療するとして顧客の募集を始めた。入会金5,000円は、翌40年には500円に引き下げられ、41年からは自社製ドッグフード、パーガビッツ1俵の購入で自動加入に改めた。

### 2) 違法建築で世田谷区長より原状復帰命令

昭和41年に緑地地域指定地での違法建築であったため、世田谷区長より違反建築として原状復帰を命じられた。また、付近住民からは騒音悪臭での立ち退き運動がおこった。

### 3) 顧客とのトラブル、開業獣医師への圧力

昭和46年頃より三大新聞に1頁の全面広告を掲載、資本も創立当時の10倍の1億円に増資し、営業の拡大、職員や獣医師を募集し、トラブルが急増した。

ジステンパーの診断を下した開業獣医師に診断の訂正を強要し、また玄関先に「世界に誇るアフターサービス、往診無料」との看板をつけた宣伝車を数台、数日間配置するなど、開業獣医師に対するいやがらせや圧力をかけてきた。

### 4) 無許可無検定ワクチンの製造

昭和41年末より、独自で開発したと称する犬ジステンパーワクチンの製造を開始、自社所有犬に接種しているので何ら違法ではないと称して、東京畜犬は世界獣医学会のパイオニアであると発言した。

### 5) 英国での批判、マスコミも疑惑

昭和44年3月、英国のニュースワールド、英国夕刊紙ピープルが6回にわたって東京畜犬の冷酷な犬の取扱いや大虐待記事を連載した。

昭和43年12月、資本金は3億5千万円になり、翌44年3月には会社設立当時の60倍の6億円に膨張した。

営業所も、昭和44年3月には、全国30ヶ所、国外ではロンドン、ニューヨーク、シカゴなどにも出張所を設け、社員も1,200名を超えた。急成長をとげた同社に、東京新聞、読売新聞、週刊サンケイなどマスコミは疑惑の目を向け始めた。

昭和44年6月には、東京都経済局が、契約飼育制度について消費者の注意を

よびかけた。

#### 6) 開業獣医師へ強迫的証明書発送

昭和44年6月、東京畜犬 野口敏，社長代理人 栗原勝弁護士より，獣医師本間春雄あてに，東京畜犬の業務を批判したとして，業務妨害，名誉毀損に抵触するとして内容証明が送られてきた。さらに7月以降，東京都開業獣医師7名，岐阜県開業獣医師1名に強迫的な抗議文の内容証明が送られた。

#### 7) 昭和41年より野犬0匹運動本部なるものを本社内に設けた。本部長に野口敏社長，運動推進委員長に評論家大宅壮一氏が就任して，手術巡回車を日産自動車株式会社から寄贈をうけ，全国を巡回すると発表。

大阪府では，開業獣医師の門前に手術車を配するなどのいやがらせを行い，大阪府獣医師から抗議をうけた。

#### 8) 東京畜犬問題 獣医師協議会の発足

昭和45年1月，東京都の開業獣医師の有志によって発足，活動を始めた。

#### 9) 岐阜県獣医師会立ち上る

昭和45年1月，岐阜県獣医師会は，岐阜日日新聞紙上に「悪質な畜犬会社にご用心！」との広告を掲載し，ポスター，リーフレットを配布するなど精力的な活動を繰り広げた。

#### 10) 公正取引委員会の立入検査

昭和45年2月18日，公正取引委員会は被害者からの申告により，同社の無資格診療，診療拒否問題などを重視して，同社の訪問広告に不当表示があるとして強制立入検査にふみきった。

#### 11) 東京畜犬が，岐阜県獣，読売新聞を告訴

昭和45年1月7日，岐阜県獣会長，読売新聞社会部長および記者を告訴した。

#### 12) 岐阜県獣をはげます会発足

東京畜犬に対して勇敢に戦い，不当な告訴をうけた岐阜県獣を守りはげます会が昭和45年5月24日，岐阜市で全国の有志獣医師が集まって結成された。

#### 13) 獣医師法違反，薬事法違反で書類送検

昭和45年6月11日，警視庁保安2課は，東京畜犬野口敏社長，同社高橋靖獣医師外診部長ら5名を獣医師法，狂犬病予防法，薬事法違反の疑いで書類送検した。

獣医師の資格をもたない繁殖課員に1人平均300頭余の犬ジステンパーワクチンをはじめ，病犬の診療を行わせていた。

また，同社は41年末頃から，独自に開発したと称する「犬ジステンパーワク



チン」約157,000cc,「犬ジステンパー血清」約220,000ccを製造していたが無許可検定の製剤で,薬事法違反も明らかになった。

また,会社の飼育契約犬の所有権が会社側にあり,畜犬登録の義務がありながら約2万頭の契約犬について1頭も登録せず,狂犬病予防法の違反も明らかになった。

#### 14) 手形の不渡り,差し押え犬の競売

6月25日,東京マツダオートから代金未払いで東京畜犬の所有犬139頭が競売された。同日,約束手形69万円の不渡りを出し,6月27日東京畜犬は倒産した。

#### 15) 本社,社長宅,訓練所など一斉捜査

6月26日,警視庁防犯課は「出資法」違反の疑いで一斉に捜査,関係書類を押収した。

#### 16) 豪州でも問題,日本への畜犬輸出禁止

東京畜犬が倒産して,オーストラリアから輸出された180頭の犬が食事も与えず放置されているとして日本への輸出を禁止した。

#### 17) 被害者同盟の結成と破たんの申し出,さらには疑惑の第2会社日本犬の血統書の発行などで三度,警視庁の捜査が入った。

#### 18) 東京畜犬,破産宣告する。

東京地裁民事20部は,9月16日破産宣告の決定をした。

#### 19) 東京地検特捜部は,11月11日野口敏社長を詐欺罪で起訴した。

#### 20) 昭和46年10月25日,野口敏社長に対する民事,刑事事件の公判が開始された。

#### 21) その後,有罪が確定し,懲役刑,罰金刑を受け長期にわたって服役した。

### 3. 日本獣医師会と全小協の関係について

昭和46(1971)年当時,日本獣医師会(以下日獣という)は機構改革により部会が廃止され小動物部会も消滅し,小動物開業者の意見や要望の集約場所を失った形になった。

本来,日獣の部会そのものは諮問機関であって実行機関ではなかった。

従って,小動物臨床獣医師の抱える諸問題に対し実務的に対応することはできなかった。

日小獣の発足に際し,日獣関係者や日獣地方会の中から「日獣があるのに屋上屋を重ねるものだ」「日獣を分裂に導くもので,日獣の崩壊につながる運動である」等々,全小協に対する批判がかなり大きなものとなっていた。

しかし,当時の館沢円之助日獣会長は「種々批判があるが,小動物臨床家の問

題を日獣執行部に進言したり、広範囲の職域を包含する日獣が直接当りにくい問題解決処理に当るなど、日獣の発展と団結に強力な支援を与えるものと確信している」と。

また当時の笠井千石日獣常務理事は「いろいろ意見があるが、全小協は日獣発展の素材の一つで、むしろ日獣の強化に役立つ強力組織と考えなくてはならない。本年から日獣は各部会を休止して、それぞれの職域の専門意見は、地方会長を介して聴取することになったが、前小動物部会長の私としては、全小協が部会に代る強力な機関として日獣に大いにプラスになると考える」と全小協会報創刊号に寄稿されている。

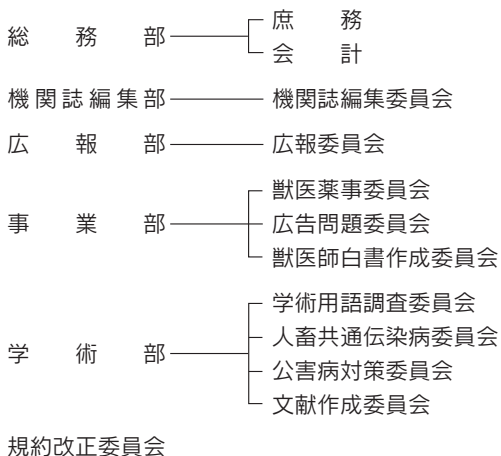
#### 4. 全小協が全国組織へ

小動物開業者が抱える諸問題を対処する機関として、趣旨に賛同する会員が増え、組織づくりは着々と進み、事業内容も充実し次第に社会に認知されるようになった。会員は、甲(団体加入・都道府県単位)、乙(団体加入・研究会など)、丙(個人加入)の3種に分け会費に差を設けた。

昭和46(1971)年5月に65名で発足した会は同年12月には800名となり、年毎に増加し昭和52(1977)年には2,574名の会員となった。

当時の開業者数は5,349名で、小動物開業者が3,087名、産業動物2,262名(日獣調)で、小動物開業者の加入率は80%を超えたことになる。

#### 昭和50年度 全小協執行部組織



平成22(2010)年までの会員数は〈資料Ⅲ〉の通りである。

しかし、平成22(2010)年には会員数4,410名となり、全国小動物開業者は13,404名で、組織率は32.9%となり低下した。

●執行部組織は幾多の改正を経て平成22(2010)年には部組織となった。

総務部	———	総務委員会, 広報委員会, 組織財政委員会
獣医部	———	獣医事対策委員会, 薬事対策委員会 動物愛護・環境保全委員会
学術部	———	学術交流委員会, 生涯・卒後教育研修委員会 人獣共通感染症委員会
事業部	———	動物看護師委員会, 身体障害者補助犬委員会 学校飼育動物対策委員会
プロジェクト	———	年次学会実行委員会, 薬用量マニュアル第3版編集委員会 日小獣史編纂委員会, 災害対策委員会

●財政はこの40年間で以下の通り

昭和47(1972)年決算2,145,703円であったが、平成23(2011)年決算111,302,194円に増していった。平成23年度は会員減と活動の縮小で、平成23年度予算額は73,391,954円となり、平成24年(2012)年は会員1人12,000円(現行)を19,000円とする旨、決定されている。

会員数と会費の推移は(資料Ⅲ)を参照下さい。

## 5. 全小協から日本小動物獣医師会(日小獣・JSAVA)に改称

昭和53(1978)年、「世界小動物獣医師会WSAVA」に加盟することとなり、これを機に改称した。事務所も、昭和46年創立以来東京都獣医師会に置いていたが、昭和53年10月、新青山ビルディング西館23階に完成した日本獣医師会の事務所の一角に事務所を置くこととなり、1名の事務職員を常駐させることとなった。

## 6. 主な業績

1) 獣医事問題、特に東京畜犬問題、ワクチンの不正流通、獣医療薬品、要指示薬品の不正使用、フィラリア予防薬の要指示薬化、療法食の不正流通への対応、不適正診療への対応などに精力的にとり組み、小動物臨床獣医師の資質の向上に全力を尽くしてきた。

## 2) 機関誌の発行

本会の情報源として、また学術誌としての機関誌「全小協」は第17号まで発刊され、その後「JSAVA JOURNAL」と改名され、速報を旨としてJSAVA NEWSは個人宛に発送されるようになった。

## 3) シンポジウムの開催

「日本小動物獣医師会シンポジウム」は「日小獣」の主要行事として、毎年「日獣」の日本臨床獣医学会の前日に開催されることを恒例とし、テーマを明日の診療に直ちに役立つものを選び、年々参加者は逐増していった。昭和58(1983)年より「日本小動物獣医師会'83年次大会」と名称を改め、特記すべきこととして市民公開講座「私たちのまわりの食べ物・環境を考えよう!」と題する環境汚染問題と公衆衛生に関する講演会に一般市民参加への呼びかけを行い開催されました。名古屋市で2月に開催され、以後、年次大会は開催地を各地の地元獣医師会の協力の下、開催されることとなった。

## 4) 図書、リーフレットの刊行

『臨床常用語集』を皮切りに、『犬主要皮膚疾患の分類と臨床診断』、『人畜共通感染症』、『犬の栄養要求量』、『獣医細胞診ハンドブック』、『小動物臨床のための救急ハンドブック』、『薬用量マニュアル』、『小動物臨床医療総覧』を刊行し、また、飼い主向けに開設した“ペットの病気シリーズ”のリーフレットも多種の疾病について発刊し、好評につき増刷を行った。

## 5) 獣医師白書の作成：昭和51(1976)年発行

小動物臨床獣医師の実情について実態調査を行った上で、担当者がきめ細かい分析を行ったので、その過密ぶりと大学教育六年制との関連で極めて貴重な資料といえる。

大きく ① 診療獣医師の小動物獣医師の過密・産業動物獣医師の過疎

② 獣医業界での小動物獣医師

③ 社会における小動物獣医師 について記載。

近年小動物は人との共生生活において愛玩動物から伴侶動物となり、核家族化での人間関係の希薄化による生や死への思いやりの心の涵養、情操教育、動物愛護に関する社会環境の変化による多頭飼育化も進み、小動物医療従事者は飛躍的に増加したが、産業動物獣医師の過疎化は益々進んでいる。

一方、小動物医療への社会のニーズは多様化、高度化し、取り巻く環境は大きく様変わりをしており、本会事業の最重要課題である獣医事問題では相も変わらず次々と新たな問題、違反事例が生じており、獣医学術の知識並びに獣医

療技術の向上発展を図り、獣医療倫理教育、良識ある社会人育成に努めねばならないとした。

#### 6) 公害病調査・人畜共通感染症調査

小動物を指標とする環境汚染調査は本会の社会的使命として、猫の被毛中の水銀調査、猫のトキソプラズマ抗体調査などの公害病、人畜共通感染症対策を推進した。

#### 7) 聴導犬の育成普及

昭和56年3月3日に聴導犬創設委員会を発足し、聴導犬の啓発と、作出に積極的に取り組んだ。

#### 8) 海外学術情報

海外文献の紹介や講師の招聘を行い、Dr.レイトンの「小動物科学通信講座」で毎月1回40～50頁、1年完結の図解入りで平易な解説が為されたテキストが送られ、小動物開業者にとって座右の書となった。

#### 9) 海外との交流

「日小獣」がWASAVAに加盟して以来、アムステルダム、モスクワ、バルセロナの世界大会・学会に参加することで次第に参加登録者も増加し、日本人向け講座も開催されることとなり、世界に遅れないため、海外との交流をより盛んに推進することとなった。

#### 10) 企業診療所の進出阻止

一兆円産業と言われるペット産業界の大手数社がペット商品の大型店舗進出とあわせて併設の小動物診療所開設計画が人口30万人以上の都市に一店舗の割合で進められることが判明し、千葉県松戸市にはアメリカ系企業が開設するに至り、また雪印乳業が東京都内に小動物メディカルセンターの開設計画を発表するに至り、株式会社として営利を追求する企業が生体販売と同時に診療所を開設することの弊害と、本会の獣医療を非営利とする主張で進出を断念させることが出来た。

#### 11) 第10回世界小動物獣医師会議(東京)の開催

開催期日：昭和60(1985)年11月8日(金)～10日(日)

開催場所：東京新宿京王プラザホテル

(尚、日小獣創立15周年年次大会も併せて開催した)

世界小動物獣医師会(WSAVA)の要請を受け(1983年)開催に向けて会員一致結束し、実行委員会を発足させ、日獣、農水省、その他関係団体、関係商社の協力をいただき日本において初めて開催し成功をおさめた。

参加団体24, 国内登録1,672名(同伴68), 海外登録324名, 合計1,999名。

## 12) 世界獣医学大会(横浜)の開催

世界獣医学協会(WVA)第25回世界大会並びに世界小動物獣医師会(WSAVA)第20回世界大会が平成7年9月3日～9日に同時開催され, パシフィコ横浜(横浜市国際平和会議場)で開催された。

国内登録者9,276名, 海外登録者1,927名を集め, 盛況であった。

また, 動物看護師のためのセミナー(9月5日)を, 日小獣・山縣純次常務理事を委員長として開催し, 講師を米国より2名, 国内から池本卯典先生(当時, 自治医科大学教授)を迎え, 国内参加者約100名で大変盛況であった。

## 13) 狂犬病予防注射ガイドライン策定

本会はガイドラインに臨床獣医師の意見を反映するため, 日獣, 厚生省, 農水省の担当者と協議し, 原案策定に協力した。

## 14) 獣医師法の改正, 獣医療法の制定の要望書を関係当局に提出

平成3(1993)年, 本件, 池本卯典先生の素案をもとに検討を重ね, 日小獣成案を策定・提起し, 各政党, 関係省庁に陳情した。平成4(1994)年5月13日に同法が国会を通過し, 9月1日より施行された。

## 15) 学校飼育動物関係講習会の開催

学校飼育動物委員会を中心に全国各地に講師を派遣し, また年次学会では毎年300以上の参加者を集め, また日常活動も活発化していった。

## 16) 身体障害者補助犬活動

身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の育成普及・健康管理のための募金箱を会員の協力者をお願いして設置し, 募金活動を行っている。

## 17) 生涯・卒後教育研修

学術普及向上対策の推進, 関連学会などの連携推進, 学術研修の推進など毎年全国10ヶ所でテーマを定めて講師を派遣し研修に力を入れている。

## 18) 年次学会の開催

毎年学会を開催し, 学術・獣医事に関する講演, 研究発表さらに動物看護師講座, 学校飼育動物などの市民公開講座を行っている。

## 19) 動物看護師養成

昭和55(1980)年に日小獣は, 動物看護師の養成と動物看護師制度の確立を目的として, アシスタント制度検討委員会を発足させた。

当時, 乱立しつつあった教育内容の不備な要請校の実態やそのあり方, カリキュラムなどについて調査, 検討を始めた。その結果, こういった類似校の乱

立を抑制し、一定の規準に基づく質の高い養成校の必要性が高まった。さらに代診と称される雇用獣医師をアシスタントとしてではなく研修医と位置づけ診療業務に従事させるためにも、日小獣の認定校を早急に発足させたいとした。

昭和54(1984)年に、名古屋市獣医師協同組合によって名古屋動物看護学院が開校され、名古屋市獣医師会会員によって看護師教育が始まった。日本における獣医師会主導の動物看護師養成の輝ける第一歩である。

昭和63(1988)年4月、名古屋動物看護学院を日小獣の認定校(認定番号第1号)に指定した。

平成元(1989)年2月、日小獣は第1回動物看護師認定試験を実施した。いうまでもなく、我が国における認定試験制度の始まりである。

その第1回認定試験から第6回の平成6(1994)年までは、通信式の認定試験であった。受験資格は、会員病院に3年以上勤務し病院長が推薦する者とした。出題は獣医事に関する論文を含め学術など動物看護に必要な倫理、学術などについて問題を本人に送り回答を提出するというものであった。

平成7(1995)年、第7回から試験制度を大幅に改め、大阪・東京の2会場で筆記試験を実施した。受験資格は、本会会員病院に2年以上勤務し本会の推進規準に基づく病院長の推薦のある者、または日小獣認定校を当年度卒業見込み者で同学校長の卒業見込み証明書の有る者または同校を卒業し現在会員病院に在職している者とした。

試験内容は、動物の病気に関する必要な内科、外科や臨床検査の知識、動物看護に必要な知識や、動物看護師に必要な獣医関連法規や獣医療事務などである。

試験方法は、当日、試験の前に獣医事、学術などの講義を1時間40分行い、その講義内容を中心に出题し、1時間の筆記試験を行った。

この方式によって、各病院勤務者も認定校卒業者も、一定の動物看護水準に達するように、その内容が理解できる力のある者を合格者とし、日小獣認定規定に従い認定証を交付し本会名簿に登録することとした。

認定校については、日小獣動物看護師養成校認定基準に従い、カリキュラム、施設内容、教授スタッフなど書類審査と現地調査を行い、動物看護師委員会で慎重審議し理事会の承認を得て認定校に指定している。現在、認定校は19校となった。

認定校に対しては、年1回の集中講義(獣医事、学術)を課し、教材については日小獣の刊行する動物看護学全書を使用することとし、その他教材について

は報告し承認を得ること、必ず専任の獣医師を雇用することなどを指導している。

平成10年(1998)年6月、山縣純次動物看護師会委員長を編集責任者として動物看護学全書全16巻の発刊を企画し、平成11(1999)年3月に第1回配本となり現在では全巻が出版されている。

第1巻動物看護のための動物看護学概論、第2巻動物看護のための小動物解剖学、第3巻動物看護のための小動物生理学、第4巻動物看護のための小動物衛生学、第5巻動物看護のための小動物行動学、第6巻動物看護のための動物医療の倫理と法、第7巻動物看護のための小動物臨床検査(上・下巻)、第8巻動物看護のための小動物栄養学、第9巻動物看護のための小動物内科学、第10巻動物看護のための小動物外科学、第11巻動物看護のための小動物繁殖学、第12巻動物看護のための小動物皮膚病学、第13巻動物看護のための歯科学、第14巻エキゾチック動物の看護、第15巻実践小動物寄生虫学、第16巻動物看護師のための実務講座。

以上(株)ファームプレスのご協力により各巻3,000～4,000円で発刊できた。

## 20) 動物看護師の定義とあり方

日小獣では、動物看護師はどのような職種なのか、またどのような仕事をするのか、そのあり方について定義を定めた。

### 「定義」

動物看護師とは、獣医師の直接の指導のもとに傷病動物の看護または、動物の診療の補助をなし、あわせて保健衛生指導を行うことを業とするものをいう。

### 「動物看護師のあり方」

- 動物看護師は、獣医師のよき協力者として、獣医業の健全な発展に寄与するものとする。
- 動物看護師は、獣医師の直接の指導のもとに獣医診療の補助および傷病動物の看護を主業務とし、あわせて動物の保健衛生指導に努めることとする。
- 動物看護師は、生命の倫理および動物愛護の精神に徹し、動物のよき理解者であり動物飼育者のよき助言者でなければならない。
- 動物看護師は、常に必要な知識の習得と技術の研鑽に努めなければならない。
- 動物看護師は、獣医師法、獣医療法、その他の関係法令に違反し、または守秘義務を侵すなど、その業務について信頼を損なうような行為をしてはならない。



動物看護師の職務内容については、獣医師の独占業務である診療業務の中で、診断、手術、薬剤の処方を除く他の業務については、獣医師の直接の指導、監督下であれば、診療の補助業務として許してもよい範囲があるのではないだろうか。世論の動向を見極めながら慎重な検討が急がれるところである。

## おわりに

日小獣は、1965年、今から40年前に獣医師類似行為、ワクチン獣医療医薬品の不正流通、東京畜犬問題などの獣医事問題の対応・解決のため発足したといえる。また、時代の要請は、産業動物獣医師から小動物臨床獣医師へと大きく転換してきた。

統計がとられ始めた昭和28(1953)年は小動物獣医師1,461人、産業動物獣医師5,877人で、小動物臨床獣医師の比率は19.9%であった。

平成22(2010)年には、小動物臨床獣医師13,404人、産業動物獣医師4,500人で、小動物の比率は74.8%となった。また日小獣会員も昭和50(1975)年には小動物臨床開業獣医師2,901人に対し2,545人で加入率は87.7%と、名実共に全国組織として活動してきた。その比率はほぼ平成4(1992)年頃まで続いていた。

しかし、平成10(1998)年頃より日小獣の組織率は58.6%と下がり始め、平成22(2010)年には小動物臨床獣医師13,404名に対し会員4,410名と組織率は32.9%となり、このまま下降線をたどれば全国組織として活動できるのか、現今多様化し多発している獣医事問題に即応するためには強い日小獣、正しい方向性をもった日小獣が必要である。

日小獣が、現在の動物看護師(士)養成の先鞭をつけ、今日、日獣が中心となって公的資格とするための一般社団法人日本動物看護職協会が設立され、本格的に活動に入ったことは喜ばしい限りである。

創立以来40年間、日小獣生き残りの筆者として、多々危惧するところである。

これからも、小動物臨床獣医師は増加の道をたどることは明白である。日小獣として、小動物臨床獣医師の要望に応える再編成が望まれる。日小獣も、日獣と一体になって獣医事問題に対応して欲しい。

最後に、資料Ⅲの獣医師統計の資料を作成していただいた日獣事業部の笹川様に御礼を申し上げます。

## 小動物臨床開業獣医師と日小獣会員の推移

(附、産業動物臨床獣医師)

### 昭和24年(第1回)から昭和29年までの統計

年代 (西暦)	昭和24年 1949	昭和25年 1950	昭和26年 1951	昭和27年 1952	昭和28年 1953	昭和29年 1954
国家公務員	931	888	850	838	829	809
都道府県公務員	4,193	4,994	5,289	5,473	5,565	5,605
市町村職員	380	499	566	589	549	660
団体職員	3,637	4,313	4,278	4,249	4,218	4,412
個人診療施設	4,280	4,160	4,140	4,078	4,106	4,126
前項従業員	654	263	207	177	179	188
その他か		288	208	179	178	242
獣医師に従事しないもの	2,735	2,539	2,249	2,056	2,080	1,867

### 昭和30年以降の統計

年代 (西暦)	昭和30年 1955	昭和31年 1956	昭和32年 1957	昭和33年 1958	昭和34年 1959	昭和35年 1960	昭和36年 1961	昭和37年 1962
農業団体(診療施設)	3,826			3,876		3,743	3,654	3,589
会社法人(診療施設)	754	家畜衛生週報 にデータなし	家畜衛生週報 の該当ページ なし	630	家畜衛生週報 の該当ページ なし	752	793	1,059
市町村診療施設	534			102		149	168	176
個人診療開設およびその従業員	4,325			4,305		4,294	4,253	4,116

※1：昭和30年～昭和37年までは個人診療開設は、産業動物、小動物の区別はなし

※2：昭和30年～昭和37年までは農業協同組合・農業共済組合の項目において、臨床・非臨床の区別はなし

※3：昭和30年は、市町村職員として獣医師を統計しており、臨床・非臨床の区別はなし

### 昭和38年以降の統計

年代 (西暦)	昭和38年 1963	昭和39年 1964	昭和40年 1965	昭和41年 1966	昭和42年 1967	昭和43年 1968	昭和44年 1969	昭和45年 1970	昭和46年 1971	昭和47年 1972	昭和48年 1973
産業動物臨床獣医師	5,877	5,708	5,591	5,502	5,435	4,968	5,298	5,158	5,123	5,101	5,074
うち 農業団体診療施設	2,504	2,315	2,279	2,188	2,160	1,991	2,189	2,240	2,189	2,194	2,169
うち 会社法人診療施設	440	491	429	454	513	444	509	473	399	454	447
うち 個人開業	2,618	2,560	2,530	2,438	2,369	2,311	2,358	2,125	2,181	2,081	2,109
うち 市町村診療施設	315	342	353	424	393	222	242	320	354	372	349
小動物臨床開業獣医師	1,461	1,540	1,549	1,674	1,749	1,898	1,895	2,160	2,301	2,507	2,515
							日小獣会員		800	1,278	1,786
							小動物開業者の加入率(%)		34.7	50.9	71.0

〈資料Ⅲ-2〉

年代 (西暦)	昭和49年 1974	昭和50年 1975	昭和51年 1976	昭和52年 1977	昭和53年 1978	昭和54年 1979	昭和55年 1980	昭和56年 1981	昭和57年 1982	昭和59年 1984	昭和61年 1986
産業動物臨床獣医師	4,972	4,959	5,173	5,412	5,225	5,532	5,467	5,483	5,405	5,229	5,263
うち 農業団体診療施設	2,145	2,125	2,203	2,262	2,316	2,395	2,417	2,494	2,448	2,407	2,411
うち 会社法人診療施設	457	379	478	590	470	559	512	468	399	332	377
うち 個人開業	2,032	2,109	2,171	2,262	2,137	2,249	2,228	2,246	2,246	2,251	2,286
うち 市町村診療施設	338	346	321	298	302	329	310	275	312	239	189
小動物臨床開業獣医師 (個人開業・会社法人診療施設)	2,731	2,901	3,030	3,087	3,189	3,495	3,688	3,889	4,074	4,417	5,009
日小獣会員	2,031	2,545	2,555	2,574	2,678	2,747	2,807	2,861	3,034	3,567	3,669
小動物開業者の加入率(%)	74.3	87.7	84.3	83.3	83.9	78.5	72.1	73.5	74.4	80.7	73.2

年代 (西暦)	昭和63年 1988	平成2年 1990	平成4年 1992	平成6年 1994	平成8年 1996	平成10年 1998	平成12年 2000	平成14年 2002	平成16年 2004	平成18年 2006	平成20年 2008
産業動物臨床獣医師	5,385	5,272	5,364	5,347	5,381	5,030	4,888	4,590	4,542	4,469	4,568
うち 農業団体診療施設	2,368	2,332	2,352	2,368	2,269	2,164	2,035	1,976	1,972	1,916	1,945
うち 会社法人診療施設	416	439	541	568	414	279	231	246	251	234	274
うち 個人開業	2,396	2,324	2,296	2,266	2,247	2,118	2,118	1,997	1,961	1,682	1,965
うち 競馬団体診療施設					306	328	359	244	252	532	279
うち 市町村診療施設	205	177	175	145	145	141	145	127	106	105	105
小動物臨床開業獣医師 (個人開業・会社法人診療施設)	5,335	5,831	6,401	6,999	7,666	8,422	9,177	9,569	10,122	13,312	13,027
日小獣会員	3,871	4,297	4,757	4,907	4,899	4,942	5,001	4,856	4,681	4,544	4,484
小動物開業者の加入率(%)	72.5	73.6	74.3	70.1	63.9	58.6	54.4	50.7	46.2	34.1	34.4

年代 (西暦)	平成22年 2010
産業動物臨床獣医師	4,500
うち 農業団体診療施設	1,974
うち 会社法人診療施設	261
うち 個人開業	1,858
うち 競馬団体診療施設	332
うち 市町村診療施設	75
小動物臨床開業獣医師 (個人開業・会社法人診療施設)	13,404
日小獣会員	4,410
小動物開業者の加入率(%)	32.9